

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第14回）議事録

1 日 時 平成21年4月2日（木）10:00～11:55

2 場 所 第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、伊東 晋、新美 育文、安藤 真、大谷 和子、木村 忠正、
國領 二郎、菅谷 実、多賀谷 一照、長田 三紀、藤沢 久美、舟田 正之

(2) 総務省

鈴木総務審議官、寺崎総務審議官、小笠原情報通信国際戦略局長、山川情報流通行政局長、
桜井総合通信基盤局長、戸塚政策統括官、田中官房総括審議官、河内官房総括審議官、
谷情報通信国際戦略局次長、久保田官房審議官、武内電気通信事業部長、吉田電波部長、
吉田放送政策課長、武田衛星放送課長、淵江事業政策課長、谷脇情報通信政策課長、
秋本融合戦略企画官

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 定刻になりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第14回）」を開催させていただきます。

本日は、皆様ご多用のところ、ご出席くださいまして、ありがとうございました。

本日は、村井主査代理、清原委員、村上委員、根岸委員、岡田委員、中村委員、濱田委員、山本委員が所用のため欠席とのご連絡を受けております。

それでは、早速議事の進行に入らせていただきます。本日は、コンテンツ規律等を議題とさせていただきます。

まず、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

議事次第の後、資料1といたしまして、前回の委員会の議事概要をお付けしてございます。

資料2は、「検討アジェンダ」のうち、コンテンツ規律に係る部分の抜粋でございます。これが両面コピーで1枚ものでございます。

資料3は、「通信・放送の総合的な法体系におけるコンテンツ規律①」といたしておりますが、コンテンツ規律の総論部分についての資料でございます。両面コピーで10ページまでございます。

資料4は、衛星放送分野を検討の素材にいたしました資料でございます。こちらが両面コピ

一で17ページまでございます。

資料5は、「コンテンツ規律②」といたしまして、後半部分でございます。こちらが両面コピーで26ページまでございます。

そして参考資料1といたしまして、本委員会の構成員一覧。

参考資料2は、昨年12月の「検討アジェンダ」。

参考資料3は、「中間論点整理」をお付けしてございます。

以上でございます。過不足等ございましたら、事務局にお申し付けいただきたいと思います。と存じます。

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、資料の2と3に即しまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(2) コンテンツ規律等について

ア 通信・放送の総合的な法体系におけるコンテンツ規律①

【秋本融合戦略企画官】 それでは、まず資料2をご覧くださいと思います。コンテンツ規律の「(1) メディアサービス(仮称)の範囲」につきまして、検討アジェンダでは「範囲については、従来の放送の概念を踏まえ、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」とする方向で検討する」とされておりました。この点につきまして、どう考えていくかという点についてでございます。

資料3の2ページをお開きいただきたいと存じます。コンテンツレイヤーで規律すべき「メディアサービス」の範囲は、従来の「放送」とすることでよいか。例えば、「放送」のほか、「放送に類似した通信」も包括的にとらえ、「メディアサービス」として放送の規律の対象とする必要があるのかないのかという点でございます。

放送と類似した通信の扱いについて、左側と右側に書き分けてございます。積極的な考え方を左側に示し、謙抑的な考え方を右側に示してございます。左側でございますが、情報通信の高度化に伴いまして、コンテンツ配信を行う多種多様な通信サービスが出現し、それによる情報流通が社会に与えるインパクトが相対化しつつあることを踏まえる必要があるのではないかと。「放送」は「公衆に対して」「直接的に」「同時に」情報の提供を行うこと等が特徴であり、それに類似した通信としては、公然性を有する通信コンテンツのうちインターネット等により一斉同報される形態が考えられるのではないかとという考え方があります一方で、右側でございますが、情報通信の高度化に伴い新たに出現したコンテンツ配信を行う通信サービスは、放送と同程度の機能・役割を果たしている、あるいは期待されているとは言い難いのではないかと。コンテンツ配信を行う通信サービスに対する規律において重視すべきは、表現の自由を確保することであり、その規律対象は必要最小限のものとするべきではないかと。このほか、検討すべき事項があるかないかという点についてご審議をいただければと思っております。

メディアサービスの範囲につきまして、これまでと同様に無線による放送及び有線による放送、いわゆる従来の「放送」ととどめることを基本とし、インターネット等により一斉同報される形

態を含む公然性を有する通信コンテンツのうち、違法な情報及び有害な情報につきましては、引き続き必要に応じて個別に対応することを基本とすべきではないのかと書かせていただいておりますが、この点についても、ご審議をお願いいたします。

その上で、メディアサービスの範囲の検討を踏まえて、その名称を現在は仮称でメディアサービスとしておりますが、法律上の名称はどうするのかという点について、ご審議いただければと思います。

4 ページにお進みいただきたいと存じます。メディアサービスに対する規律についてご審議いただく際に、それより大きい概念であるコンテンツ規律につきまして、その集約・大括り化についてどのように考えていくべきかという点でございます。検討アジェンダでは、コンテンツ規律につきまして、放送に関する4つの法律のほか、プロバイダ責任制限法に言及してございます。どの法律の集約・大括り化を検討すべきかという点でございますが、最初の「○」では、「放送」としての規律の共通性から、放送関連4法の集約・大括り化を検討できるのではないかと記述し、次の「○」では、プロバイダ責任制限法は、放送関連4法と規律の対象を異にしておりますし、内容も民事上の責任制限に関する法律でございますので、この集約・大括り化につきましては、コンテンツ規律のみならず、どこまでの法律を大括り化できるのかという中で、法技術的にその可否を検討すべきではないかと書かせていただいております。

5 ページにお進みいただきたいと存じます。コンテンツ規律の一部をなすメディアサービスに対する規律の基本的な考え方についてでございます。メディアサービスの規律の目的をどのように設定すべきかという点でございます。基本的な考え方の1つ目の「○」でございますが、「規律の目的は、メディアサービスの果たすべき機能・役割が、適切に確保・発揮されるようなものとする必要があるのではないかと書かせていただいております。メディアサービスの果たすべき機能・役割につきまして、過去にどのような議論がなされてきているかを6ページから8ページにご紹介させていただいております。

まず6ページは、昭和39年の「臨時放送関係法制調査会」の答申書の抜粋でございます。放送の社会的機能につきまして、教養、教育、報道、娯楽機能的機能、加えて広告媒体的機能を挙げております。そして、「3 放送全体の社会的機能の発揮を期待するうえでの論点」でございますが、(1) 放送はマス・コミの一形態である。他のマス・メディアと同様に、大衆性と量産性、間接性と非人格性を備えていることはいままでもないが、他のマス・メディア一般と相違するところは、電波という特殊な媒体を利用することによる、有限性、独占性が強く、伝達手段として即時性、同時性に富み、受ける者の立場からいつでも受動性、浸透性がきわめて強いという特性があるとされています。

(2) でございますが、このような放送の特殊性にかんがみて、その社会的機能の発揮を期待するためには、公共性、独占性の観点から種々の法的な配慮が検討されなければならないとされております。こうした機能に変化が見られるのかどうかという点について、ご審議をいただきたいと存じます。

7 ページ。こちらは、昭和62年の「ニューメディア時代における放送に関する懇談会」の報

告書からの抜粋でございます。放送に期待される役割といたしまして、下線部分を拾い読みさせていただきますが、国民一人一人が、生活していく上で必要不可欠な情報を経済的・効率的かつ多角的に提供するという役割を挙げております。その上で、(1)から(6)までに期待される役割を挙げております。

(1)では、健全な言論報道市場の維持・発展への貢献を挙げておりまして、民主主義のもとにおきまして、国民が放送メディアの送り手となる自由、そして受け手として知る自由を挙げております。可能な限り多数の送り手から発せられる可能な限り多様な情報を国民に伝達させることにより、主権者たる国民が民主主義を維持し、発展させるために適切な行動を選択していくことができるようにすることが期待されるという点を第一に挙げております。この点に変化が見られるのかどうかという点でございます。

それから、情報の地域間格差の是正、専門情報等の提供が挙げられておりますし、次のページにお進みいただきまして、(4)といたしまして、文化の創造及び普及という役割を挙げております。「また」というパラグラフを拾い読みさせていただきますと、放送の提供する番組は、文化財として歴史的意義を有するという役割も挙げておられます。

それから、(5)といたしまして、国際相互理解、文化交流の促進、(6)として活力ある社会の構築が挙げられております。(6)の中では、アのところでございますが、政治面・経済面で合理的な判断を行っていくうえで不可欠な様々な情報の充実。イといたしまして専門情報の充実。ウといたしまして優れた広告媒体としての機能の発揮。エといたしまして関連産業の発展による内需拡大効果、雇用創出効果が挙げられております。

資料の5ページにお戻りいただきまして、2つ目の「○」でございますけれども、こうしたメディアサービスの果たすべき役割について、コンテンツ配信を行うサービスの多種多様化等、環境の変化を踏まえてどう考えていったらいいのかという点でございます。そして、メディアサービスの機能・役割といたしまして、今、ご紹介いたしましたような教養、教育、報道、娯楽、広告媒体的機能が相まって、全国的及び地域的に民主主義の健全な発達、基本的情報の共有の促進、教養・教育水準の向上、娯楽の提供、専門情報の提供等を果たす役割を期待されていたのではないかとございまして。

こうした機能・役割は、即座に変わるとは言い難いのではないかとこの考え方もあります一方で、右側を書いてございますが、ブロードバンド化に伴いまして、コンテンツ配信を行う多種多様な通信サービスが出現する中で、メディアサービスの機能・役割も見直す必要があるのかないのかという点について、ご審議をいただければと存じます。

メディアサービスの機能・役割が本質的に変わらないとすれば、現行の放送関連4法の目的規定を踏襲し、それらを統合することが考えられるのではないかと、その際、放送関連4法のうちで最も放送の機能・役割に着目して規定されていると考えられる現行の放送法の規定をベースにすることが考えられるのではないかと書かせていただいております。

9ページをお開きいただきたいと思います。現行の放送関連4法のそれぞれ第1条にございます目的規定を因数分解して、表にして示しているものでございます。かなり共通して規定がなさ

れている事項がございます。放送法の規定が一番充実していると書かせていただきましたのは、この1号から3号まででございます。「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障する」ということを1号に挙げております。2号といたしまして、「不偏不党、真実及び自律の保障」、「表現の自由の確保」が挙げられております。3号といたしまして、「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」という点が挙げられております。なお、現行の実定法で、「健全な民主主義の発達」という目的を掲げておりますのは、この放送法と文字・活字文化振興法の2法のみでございます。

10ページは、放送のメディア別の現行規律の概要をお示ししております。左側の縦軸に個々の規律を挙げております。大体検討アジェンダに挙げられている項目に沿っております。右に放送メディア別にお示ししてございます。薄いオレンジで網かけをしておりますのが無線による放送。薄いグリーンの網かけをしておりますのが有線による放送でございます。無線による放送のうち、放送普及基本計画の対象になってございますのは、地上放送と受委託放送制度によって放送がなされております衛星放送でございます。

それから、放送番組編集者と放送施設設置者の人格一致のみ予定されておりますのが地上放送でございます。分離のみ予定されておりますのが受委託放送と役務利用放送でございます。有線テレビジョン放送も、チャンネルリースを除きましては一致が予定されております。有線ラジオ放送は一致・分離とも選択可能な形となっております。

それから、番組規律につきましては、放送法の適用を受ける地上放送と受委託放送に最も厚い規定となっております、これを役務利用放送、あるいは有線放送、有ラ放送で個々に準用しているという形になってございます。

表現の自由享有基準、マスメディア集中排除原則は、無線による放送に原則適用がございすが、有線による放送につきましても、地上放送との間で一部規律がございす。

あまねく受信努力義務は、地上放送にのみ適用がございす。

技術基準、放送の標準方式につきましては、根拠法はそれぞれ異なりますけれども、有ラを除きましては、規律がございす。

再送信につきましては、他の放送事業者の同意を得るのが原則でございすが、義務再送信と再送信の裁定につきましては、有線放送にのみ規定がある形になってございす。

資料3につきましては、以上でございす。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の説明を踏まえまして、委員の皆様方の意見交換をお願いしたいと存じますが、いかがでございすでしょうか。長田委員、お願いいたします。

【長田専門委員】 メディアサービスの機能・役割のところなのですが、そういう役割を担うべきだと考えているわけではないのですが、現状として、教養、教育、報道、娯楽、広告という機能のほかに、もう一つ最近非常に増えているのが、いわゆるテレビショッピングの番組で、これは広告なのか、情報提供しているのか、娯楽なのかよくわからない分野の番組が非常に増えているように思うのです。ここところが視聴者から見ますと、広告なのか、いわゆる情報番組な

のか見分けもつきにくいこととか、それから番組の中にこん然となっていて、お料理番組の中で使われている道具の紹介が突然始まるというような、広告なのか番組なのかの区別もよくつかないものが非常に増えてきているということで、非常に番組が増えていることもあるので、どう考えていくのかは、これからの一つの新しい課題ではないかと思っております。

【長谷部主査】 複数の機能が実際に、具体的な記述の点で両方にまたがるものもあるかもしれないという話でございますね。

【長田専門委員】 いや、機能としてはまたがっているということでもいいのかもしれませんが、このまま番組なのか広告なのか何なのかよくわからない状態のまま置いておいていいのかということに関しては、私としては疑問があるということです。

【長谷部主査】 なるほど。

【多賀谷専門委員】 よろしいですか。

【長谷部主査】 多賀谷委員、お願いします。

【多賀谷専門委員】 今の話を若干発展させますと、基本的に放送の理念の話は、かなり実際の受信者と発信者との間は距離があって、とにかく一方的に発信すると。しかし、一方的に発信して、それが受信者に対してあまねく普及しなければいけないということを前提にしているわけですけれども、現実においては、放送はかなり普及してきていると。しかし、その場合に、それが受信者に対してどういう影響を及ぼすかということについてあまり書いていないのが問題だろうと。多分消費者といいますか、実際に放送サービスを受ける人にとって、それはどうとらえられるかということの要素があまりないのではないかと。

例えば、今、おっしゃったように、いわゆる放送と広告が混同されて受信者に受けとられているという問題等があることを考えたほうがいいのではないかとのご提言だと思います。

【長谷部主査】 菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 多分、今のお話は今日の後半にも関係してくることかと思うのですけれども、そこで改めて議論をしたいと思うのですけれども、この前半の部分のメディアサービスの規律の目的とか機能・役割については、これまでのいろいろな検討会で議論された内容をまとめられているということで、その役割は今も引き続き維持されていると思うのですけれども、問題は、メディアサービスの範囲ですね。メディアサービスの範囲は2ページに書かれていますけれども、どこの範囲までこういう機能を期待するのが一番問題なのであって、例えば、臨放調がつけられた昭和39年は地上波しかなかったわけですから、少なくとも地上波はメディアサービスに入るとして、衛星放送とかその後出てきたインターネット関連の情報はどうかは、さらに議論したほうがいいのではないかと。

例えば、そのときに欧州で議論されているようなリニアとかノンリニアの区分とか、それから映像か非映像かのような区分も少し議論をするに当たって、参考にしていったらいいのではないかと考えています。

【長谷部主査】 今、菅谷委員がご指摘の点は、今までの一連の研究会等でも議論になったところですよ。いかがでしょうか。今の時点でこの資料自体はいわゆる放送規律の対象と考える、そ

れを出発点にしていいのではないかという、疑問形ではありますけれども、提案になっているのです。

【菅谷専門委員】 もうちょっと言いますと、10ページに「放送メディア別の現行規律の概要」がありますけれども、例えば、番組規律は地上放送と受委託放送すべて適用とかかっていますけれども、ここの受委託放送には衛星放送が入っているわけですよね。これは多分後半の議論になるかと思うのですけれども、特に専門的な衛星放送みたいなものをどう位置づけるかが、これからの論点になっていくのではないかと考えています。

【長谷部主査】 では、大谷委員、お願いします。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。うまく言いたいことが整理できていないかもしれないのですけれども、現在、メディアサービスについて、特にコンテンツ面での規律を考えるに当たってのメディアサービスに求められている社会的機能とか、その規律をかけることの根拠となっているのは、昭和39年の調査会の答申による受動性、浸透性の高さとか、社会的影響力の高さ、そして電波の有限性に主な根拠があると思いますし、新たな通信サービスの拡大、新たな伝送方法の拡大によって、昭和39年当時と考えられていた規律の根拠となる電波の有限性等の意味合いが相対化していることは事実だとは思いますが、やはり本質的なところで変わっていないという認識については、今までの議論で確認されてきたところではないかと思っております。

思考実験として「メディアサービス」という言葉で、従来の規律などから少し自由に議論していくことは極めて必要だったことだとは思っておりますけれども、やはり規律の根拠となる情報の受動的な影響力、社会的機能といったものに注目すると、やはり現状では、放送サービスに限定してメディアサービスをとらえていくことによって論点を整理していくことが、今の時点では必要ではないかと思っております。

ただ、今後もさらに、規律の根拠となる周辺事情は、技術革新によって変わっていくと思いますので、一度放送サービスととらえたとしても、それはいずれ定期的に見直しをかけていくことは必要だと思います。現時点では、メディアサービスというニュートラルな概念で議論し続けることで、なかなかコンテンツ規律についての十分な論点の整理ができないのではないかと考えておまして、事務局提案のとおり、メディアサービスの範囲について放送を核にしまして、基本的に今後は放送サービスと呼んでいく形で議論を進めればと思っております。

これは意見でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。多賀谷委員は何かございますか。

【多賀谷専門委員】 根幹的な部分について、従来の放送について規律の仕組みを維持することは、現在の情勢からしてそういうことだろうと思っておりますけれども、ただ、今、大谷さんが言った従来の放送という概念を使うかどうかはちょっと留保したいと思います。それは、一つは菅谷さんはメディアサービスの範囲の話をしていましたけれども、いわゆる放送、あるいはメディアサービスの基幹的なものと、そうではない放送性が薄いものとの区別が、将来的に放送性の薄い部分は、現実にはおそらくオープンメディアコンテンツと競争する形になると思うのです。

そこをあまり明確に区別するのではなくて、そこはもう競争に任せる仕組みにしたほうがいいので、あまり明確に放送とそれ以外という形で峻別しないで、しかし、根幹的な部分については従来の規律を守るという仕組みのほうがいいのではないかと思います。

それから、もう一つは放送についての規律ですけれども、先ほど長田委員がおっしゃいましたように、やはりやや古いので、一部それを追加したほうがいいと。私が考えるのは、今、おっしゃったような消費者的な要素が少ないということと、それから、もともと放送についてはどこかに地域間格差の是正と書いてありましたが、実際上放送は地域間格差の是正をし過ぎたということがあって、もう少し地方における情報の流通を保護する仕組みが今の時代には必要なのではないかという気がいたします。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。具体的な記述の話はまた後ほどお願いするかもしれませんが、この総論部分で、ほかにご意見はいかがでございましょうか。名称はともかく、根幹としては従来のいわゆる放送を出発点として規律の範囲を考えるということでは、大体コンセンサスが得られたかなという感じがいたします。

それでは、そろそろ次に移ってよろしゅうございますか。具体的な記述の話も出ているところでございますので、では、次に資料4につきまして、事務局からご説明をお願いできますでしょうか。

イ 通信・放送の総合的な法体系におけるコンテンツ規律～衛星放送分野を検討の素材に～

【武田衛星放送課長】 それでは、資料4、「衛星放送分野を検討の素材に」という表紙がついた資料に即しまして、ご説明させていただきます。

現在、BSデジタル放送におきましては、2年後にまた新たな番組が増える方向で手続が進められているところでございます。具体的には、今、10の事業者が12のBSデジタルのテレビ番組を放送しているところでございますが、これがさらに2年後には10番組前後増えるということで、先週の月曜日までにその新たな番組を行おうとする事業者の申請受付をしていたところでございます。そういった機会に、私どもは申請受付前からこれに当たりましていろいろと必要な制度整備をしようということで、昨年来作業を進めてまいりました。その辺の経緯、概要についてご説明しながら、今日のコンテンツ規律の具体的な検討に資していただくために、検討課題（例）についてもご説明差し上げたいと思っております。

それでは、お手元の資料4のまず1ページをご覧ください。これが今、国内で衛星放送用に使われている衛星の分布を示したものでございます。BSデジタル放送につきましては、この図であります左側の赤道3万6,000キロ上空の東経110度に位置する静止軌道位置に衛星が浮かんでおるわけでございます。ここにある衛星で地上から上がったBSデジタル放送の電波をまた地上に返して、放送されているというものでございます。

それ以外に、通信衛星で同じ東経110度に位置する東経110度CSデジタル放送を行っておる衛星と、さらにまた軌道位置は違いますが、右側に東経124度、あるいは128度に位置する衛星がそれぞれございまして、こちらの衛星を通じましても、やはり国内向けに衛星放送が

行われているということでございます。

衛星放送におきましては、衛星は当然必要でございますけれども、静止軌道位置が貴重な資源でございます、国際的な調整を経て確保されているということと、又はもちろん周波数も貴重性のあるものでございまして、これも国際調整を経て決められているものでございますが、特に放送衛星用の軌道位置、あるいは周波数につきましては、各国、地域が機会均等ということで、まさに国際分配プランに基づきまして各国、地域が割当てを受けているというものが、特にこの放送衛星に関する特異な部分でございます。

片や通信衛星におきましても、各国、地域が勝手に衛星を打ち上げるわけにはいきませんので、基本は早い者勝ちでございますけれども、事前に国際調整を経て行われているのがこの通信衛星の部分でございます。

次に2ページでございますけれども、衛星放送メディアの特性ということで、簡単に整理させていただきます。もうご覧のとおりでございますけれども、一つは広域性・経済性ということでございます。地上のテレビ局でございますと、たくさんの放送局、親局、中継局を整備しながら放送ネットワークを確立しているわけでございますが、衛星であれば、一つの電波で全国をカバーできるということでございます。もともと日本のBS放送は離島、過疎地対策で、難視対策から取組が開始された経緯がございますが、まさにそういう意味ではここにある情報格差の是正に資するというところでございます。

それから、右側でございますけれども、大容量性・高品質性ということでございます。非常に高い周波数帯を使うということで、一つの周波数で送れる伝送容量が地上波で使われる周波数に比べるとはるかに大容量であると。それに伴いまして、高品質性も確保できるということでございます。

そういう中で、参考に掲げさせていただいておりますけれども、これは特にNHKのBSの受信契約のデータから整理したものでございますが、傾向といたしましては、地上のテレビ局の数が比較的少ない地域ほど、この衛星放送の契約率が高いことがうかがえるところでございます。

次に3ページに移らせていただきます。BS放送のチャンネル配列図ということで整理しておりますが、それぞれ左上が1チャンネルで右隅に23チャンネルと、奇数番号で1から23の、全部で12の四角いボックスがございます。それぞれがBS用に割り当てられる周波数を意味しておりますが、この四角い箱の中の白い部分が実際にBSデジタル放送に使われている周波数の箱でございます。それぞれ箱ごとに大体2番組、あるいは3番組のハイビジョン番組が放送されている状況でございます。HDというのはハイビジョンで放送されている部分でございます。BSデジタル放送はNHKを含めて10の事業者が12の番組を放送しています。テレビのリモコンの12のボタンがすべてそれぞれの番組と結びついている状況でございます。

片やグレーの部分がございまして、真ん中の箱で、5チャンネル、7チャンネル、11チャンネル、この3つの周波数を使いまして、今、BSのアナログ放送が行われているところでございます。さらに下に4つの周波数がございますが、こちらは既に8年ほど前に日本に追加で割り当てられた周波数でございますが、現在は実際には使われていないものでございます。地上のアナ

ログ放送が2年後には完全停波してデジタルに移行する動きがございますが、同じようにBSのアナログ放送におきましても、同じ時期までにこのアナログ放送を終了することが既に決まっておるところでございます。この終了した後がまた新たに使えるわけでございますが、この真ん中の5チャンネル、7チャンネル、11チャンネルの3つの周波数、それから下の箱の4つのうちの1つ、19チャンネルの部分、この4つの周波数を対象にして、2年後に新たにまた番組を増やそうということで、今、手続が進められているところでございます。

なお、下のボックスの17チャンネル、21、23の3つの周波数につきましては、既に別の用途、あるいは既存のシステムとの問題解決までの間は、しばらく受付はできない状況にあるところでございます。

次の4ページ、5ページにそれぞれ通信衛星を使って行われている放送番組の一覧を示させていただいております。4ページがBSと同じ110度に位置する衛星を使って放送されている番組一覧でございます。現在、よく薄型テレビで地デジもBSデジタルも110度CSもそれぞれに対応したチューナーを内蔵する受信機が相当出回っておりますけれども、その受信機、あるいはアンテナを設置さえすれば、このような番組はご覧になれます。一部は無料でご覧になれますが、一部は契約を結んで、視聴料を払うことによって見られるというものでございます。こちらの110度のCS放送も、4ページの右隅にあります、「全12中継器 テレビ69番組」とございます。この12中継器というのは、周波数の数と同じと見ていただいて結構でございますが、BSと同じように、12の周波数を使って、現在69のテレビ番組が行われているということでございます。ここにあります69のうち、ハイビジョンで行われているのがHDというマークが付いた7番組ほどでございますが、周波数はほとんどすべて埋まっている状況の中で、このような状況にあるということでございます。

次の5ページが、また別の軌道位置にあります衛星を使って行われておる放送番組一覧でございます。こちらはさらに番組数が増えまして、テレビが約200番組、ラジオが100番組余りでございます。こちらは、実際に使われている周波数が35中継器でございますが、非常に幅広い番組が放送されていると。一部は先ほどの4ページの110度で行われている放送と同じものもございますが、それ以外にかなり専門特化した、あるいは視聴者が限定されているような番組がほとんどでございます。加えまして、こちらの場合には、これ専用のチューナーを設置することが必要になってまいります。

次の6ページでございますけれども、こういう中で、今回新たなBSデジタル放送を行うということで、申請受付をしたところでございますが、この受付に先立ちまして、いろいろとこの近年の環境変化を踏まえまして、見直すべき制度は見直そうということで取り組んでまいりました。6ページにその環境の変化ということで、どういうことがとらえられるかを簡単に整理したものでございます。既にBSデジタル放送をやっている事業者が、皆さんが認定を受けられたのが今から10年ほど前でございますが、この10年間に相当大きな環境の変化がございました。上のほうに「従前」と書いておりますが、左側ではBSデジタル放送につきまして、当初はこのBSデジタル放送に使える周波数が5周波数ということで、それを対象に申請受付がされ、審査をし

た結果が、今、既にやっておられる事業者の皆さん方でございます。

右側でございますが、CSデジタル放送ということで、BSとは区分を違えてあるCSデジタル放送でございますが、こちらは特にハイビジョンの番組がほとんどなく、標準画質、しかも有料の専門チャンネルが多いということでございます。

下の「近年の変化」でございますが、特にBSデジタルと110度CSの受信環境が一体化してきているのではないかとということでございまして、以下7ページ、8ページに東経110度CS・BSの共用チューナーの搭載された受信機の普及台数、あるいはアンテナの普及台数をそれぞれ掲げておりますけれども、BSデジタル放送も放送開始の2年後ぐらいは、まだ対応する受信機チューナーがせいぜい百数十万台という状況でございましたが、ここ1年でほぼ1,000万前後の対応受信機が出回りつつあるということで、急速な普及を遂げているところでございます。

それから、最後になりますが、特にBSデジタル用に使える周波数が、当初5周波数でございますけれども、最大12周波数が使えるめどが立ってきているのが大きな変化でございます。

9ページでございます。こういう環境変化を踏まえまして、今回新たな放送の申請を受け付けるに当たりまして、いろいろと論点が整理されているところでございます。上にございますように、使える周波数が当初5周波数だったのが、平成23年以降BSは12周波数、110度CSでも同じく12周波数で、24周波数と格段に増えるということでございまして、そういう中で、まず幅広いジャンルの放送番組の確保ということでございます。従来からそれぞれBSデジタル放送、あるいは110度CS放送はどちらも委託放送事業者ということで、法律に定める認定基準に従いまして審査されてきたところでございますが、それぞれにおきまして、BSデジタルならBSデジタル放送全体として、あるいは東経110度CSデジタル放送では、その放送全体として、何か特定のジャンルに偏ることなく、幅広い番組に対応させようということで審査をされてきた経緯がございます。

そういう中で、今回この近年の環境変化ということで、BS・110度CSの受信環境の一体化を考える意味では、相対としてBS・110度CS全体としてバランスが確保されれば足りるのではないかとといったとらえ方ができるのではないかとというのが1点でございます。

2点目でございます。BSデジタル放送スタート当初は使える周波数の数に限りがございますので、その審査過程では個々の番組の多様性に重きを置かれるところはございます。こういったことをこのような環境の変化を踏まえまして、相対として使える周波数が増えることを考えた場合に、必ずしも個々の番組ごとの多様性、あるいは総合編成にとられる必要性はないのではないかとというのが2点目でございます。

それから、3点目でございますが、マスメディア集中排除原則でございますが、限られた周波数資源、放送及び表現の自由を共有できる機会をできるだけ多くの者に確保すべきという観点からこの原則があるわけでございますが、従来BSデジタル放送につきまして、一人の事業者を支配できる周波数を原則として0.5周波数以内、番組数で言うと大体ハイビジョン番組1番組程度ということでこの原則がありました。この点使える周波数の希少性が相対的に緩和されることを踏まえて、どう考えたらいいのかというのが、この3点目の部分でございます。

そういった問題意識のもとに、今回の申請の受付に際しまして、必要な制度整備をしたところが10ページでございまして、繰り返しになりますけれども、まず一つは従来BSあるいは110度CSを区分していろいろと取り扱ってまいりましたが、受信者から見た環境の一体化ということで、このBSと110度CSを制度上は一くりにすると。法令上は「特別衛星放送」と硬い表現を使っておりますが、一くりにいたしまして、普及政策を一体化していくと。それ以外の衛星放送につきましては、これも法令用語上は「一般衛星放送」という表現をしておりますけれども、さらなる規制緩和をするというのが1点目でございます。

2点目、番組の多様性確保ということでございますが、これにつきましても、BS・CS110度を一くりで全体として幅広い分野の多様性を確保するというものです。

3点目がマスメディア集中排除原則でございますが、BS・CS110度を一くりにできるということで、また、そこで使える周波数が増えるという希少性が相対的に緩和されることを受けまして、この特別衛星放送全体といたしましては、周波数を原則として4以内と。それ以外の一般につきましては、従来の2倍程度緩和するというので、細かいところは16ページ、17ページに整理させていただいておりますけれども、図が見にくくなっておりまして恐縮でございますが、例えば16ページ、これは改正前のマスメディア集中排除原則でございますが、例えば、新たに参入されようとする主体が左側の欄であります全くの新規参入者、あるいはCS放送事業者の場合、それが今回BSデジタル放送に参入されるとする場合には、従来は0.5周波数、2分の1以内ということでございまして、さらに新規参入事業者が東経110度CS、あるいは124、128のCSに参入される場合には、例えば、110度CSと124、128の委託放送業務をやる場合には、そこで使える周波数は必ず4以内としていたところでございます。

さらに、薄い青い部分がございますが、これはさらに申請者と資本関係のある、支配する者、あるいは支配される者を含めた一固まりととらえまして、その場合に12周波数までは支配できるというのが従来の改正で、かなり細分割された整理でございましたが、それを17ページにありますように、このような格好で、例えば、新規参入者であれば、特別衛星放送に参入する場合には、そこで使う周波数は最大4周波数までと。一般衛星放送につきましては24周波数までということで、このように、ある意味簡素化したのが今回のマスメディア集中排除原則の緩和の内容でございます。

また戻っていただきまして、11ページでございますが、そういった制度整備をしながら、今後に向けた検討課題（例）ということで、特別衛星放送、一般衛星放送ということで新たに区分をし直しまして、特別衛星放送につきましては、もう推計では2,000万世帯普及しているであろうと。一般衛星放送につきましては、今、280万世帯。視聴するためには特に専用のチューナーを設置しなくてはならないというものでございますが、ここは280万世帯で、最近では契約状況が下降きみというのが一般衛星放送でございます。

まず、番組規律についてでございますけれども、例えば、一般衛星放送につきまして、番組規律の一部を緩和するのは適当かどうかということでございます。今、放送法の番組準則で放送事業者に際しましては、政治的公平性の確保ということも求められているわけでございますけれど

も、例えば、特定の政治上の主義・主張を放送するような政党放送を認めることをどう考えるかというのがこの部分でございます。備考欄に特別衛星放送についてどう考えるかも付記させていただいておりますけれども、特別衛星放送につきましては、今でも普及は急速に進んでいること等々を考えまして、そういう点では、慎重な検討を行う必要があるのではないかと考えてございます。

それから次の12ページ、事業形態の規律でございますが、衛星放送につきましては、原則としてハード・ソフト分離の放送しか認めていない状況でございます。一部まだ委託放送事業者として残っておりますが、一部は役務利用放送事業者ということで、ハード・ソフト分離の状態、今、行われております。こういったところを、一般衛星放送につきましては、ハード・ソフト一致の放送を認めることをどう考えるかということでございます。認めるとした場合に、備考欄に掲げておりますが、例えば、ハード事業者自身もソフト事業をやる場合に、そのハード事業者が自分たちのいいように衛星の使用料を設定する、又は、ほかのソフト事業者を排除するような差別的な取扱いをすることも懸念されますので、そういうことを防止できるような仕組みの検討も必要ではないかと考えてございます。

それから、2点目としては、現在ハード・ソフト一致であれば、まさに電波法の免許を取ることが必要でありまして、ハード・ソフト分離であると、役務利用放送でありますとか、あるいは放送法の委託放送事業の認定を受けるということで、それぞれ一致か分離かによって関係する法律が分かれているわけでございますが、そうしますと、仮に今の枠組みを維持したままハード・ソフト一致、あるいは分離の変更を双方向で認めようとした場合に、なかなかそういう前提のままでは手続面で煩雑さが残るわけございまして、そういったところは規制緩和、実効性の観点からどう考えていいかというのが2点目でございます。

それから、次の13ページは、一定のメディアサービスを確保するための規律ということで掲げさせていただいておりますけれども、放送法上は放送普及基本計画ということで、メディアごとに放送系の数の目標、あるいは普及指針を明記しているところでございますけれども、特にこの特別衛星放送以外の一般衛星放送については、放送普及基本計画に規定してやる必要があるのかないのかというところでございます。

備考欄には、特別衛星放送について掲げさせていただいておりますけれども、特に特別衛星放送につきましては、限られた周波数の中でいろいろと申請も出てきておるわけございまして、次の14ページに掲げさせていただいておりますけれども、法律上の認定基準が明確にされておりますが、その法律上の絶対基準をクリアしても、なお周波数の割当てを超える数の事業者が残る場合に、比較審査をします。残った者同士の間で優劣をつけまして、その上で最終的な決定をしようとして取り運ぶ予定でございますが、その比較審査基準としましては、14ページに掲げられているような、2番目の事業計画の確実性、あるいは放送番組の多様性、広告放送の割合など、こういったことをそれぞれ個別に評価いたしまして、その総合評価で比較優劣をつけることで審査を進めていきたいとは思っておりますが、こういったものが特別衛星放送でございます。

これに対して一般衛星放送につきましては、そういった比較審査まではするまでもないのが現

状でございます。

それから、15ページでございますけれども、表現の自由享有基準ということで、マスメディア集中排除原則の見直しについてでございます。今回一般衛星放送につきましても、従来の2倍まで緩和をしたところでございますけれども、さらに今後一般衛星放送について緩和をすることが適当かどうかということでございます。備考欄に特別衛星放送について言及してございますけれども、特に特別衛星放送におきましては、例えば、備考欄の③でございますけれども、特別衛星放送への地上放送事業者の関与につきましては、地上放送事業者がBSデジタル放送をはじめとする特別衛星放送を事実上支配するような格好になりますと、例えば、地上の番組が全くBSと同じように見られるとか、あるいは地域のローカル局の活力はどうかとか、いろいろとそういうところは心配されてございまして、この点については現状凍結しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を受けまして、委員の皆様の見解交換をお願いしたいと存じます。いかがでございましょうか。安藤委員、お願いします。

【安藤専門委員】 今、ご説明いただいた内容で、平成21年2月に改正して、そういう意味では随分たくさん使えるようになったという認識を持ちましたけれども、先ほど数字をいただきましたけれども、特別とおっしゃっているのと一般とおっしゃっているものの一般的な視聴者の数の比は幾らぐらいとおっしゃいましたか？

【武田衛星放送課長】 お手元の資料の11ページ。推計でございますけれども。

【安藤専門委員】 2,000万と280万ですか。

【武田衛星放送課長】 はい。2,000万世帯の中には、有料放送については契約をしていなければ当然視聴はできないわけでございますけれども、無料放送であれば、大体今の受信機とかアンテナの普及状況を見ると、2,000万世帯ぐらいは普及しているのではないかと。視聴可能世帯としては、これぐらいが見込まれております。一方の一般衛星放送は、契約を結びながら専用のチューナーを設置しなければ見られないものでありますので、そういう制約の中で、現在は280万世帯。傾向としては、最近は減少傾向にあるという状況でございます。

【安藤専門委員】 わかりました。そのお話を伺って逆に非常におもしろいと思うのは、この特別衛星放送もCSが入っているのですけれども、たまたま同じ方向に上がっていて、しかも技術のあれで同じチューナーで、今、受けられるようになったという意味で、急に280万ではなくて2,000万に送ることができるわけですから、10倍近いお客様に見せることができるのであれば、多分もし同じ広告を販売しても、はるかに高く売れるのではないかと思うのです。

そういう意味で言うと、この技術がもう少し発達すると、先ほど言った110度と124/128度の両方が見られて、もしもチューナーが一つの箱に入っているようなやつが出てくれば、これもまた状況ががばっと変わる可能性は十分にあるわけですね。あるいは、これは国際的な周波数のあれで微妙ですけども、その間にもう一つ衛星が上がることになれば、もう一つまた違う絵がかけるような、そういう技術的な面があるということよろしいでしょうか。

そういう状況であると、今、ご説明にあった特別衛星と一般衛星という、ある意味で非常にハードに依存した分け方をしたところに、今度は法律の話をしようとしたときに、ハードが変わるたびに法律の中身、今日の議論は多分コンテンツでしょうけれども、あまりそれに依存する形になるのは微妙なのかなという気がします。アナログとデジタルということで、今回のこの委員会が非常に加速して始まったという認識はあるのですけれども、今、この特別と一般というものが、お客様から見て受けやすいかどうかでこのぐらいの差がついていって、しかもそれが法律的にも扱いをどう変えるかという議論を、今、しなくてはいけないのですけれども、ただ、それはこれからも技術はどんどん変わることを頭に入れてやらなくてはいけないかなという気がしています。

もう一つ質問ですけれども、こちらの特別のほうに入っている110度のCSと、一般のほうに入っているCSと周波数が微妙に違うのと、あとBSとCSは出力が少し違いますね。送信出力というか、受けるのに必要なアンテナの大きさも少し違いますね。もうその差はなくなっているのでしょうか。

【武田衛星放送課長】 現在は、出力そのものはほとんど変わりません。ですから、アンテナはBS、CS共用のアンテナも出ているという状況でございますし、124/128の受ける側のアンテナの大きさもさほど変わりはありません。当初はやはりそもそも衛星の出力の差があったこともあり、アンテナの大きさにも違いがあったようでございますけれども、最近それはほとんど解消されてきている状況でございます。

【安藤専門委員】 わかりました。ちょっと長くなりましたけれども、11ページのこのような区分けは、あくまでも物理的な制約を非常に反映した形になっているものですから、法律を議論するときに、それが変われば少し変わるかもしれないということを頭に入れておいたほうがいいなという意見です。

【長谷部主査】 どうなのでしょう。むしろこれは安藤先生のご指摘の方向に向けた問題があるという話ではないかと思っっているのです。つまり、従来はBSかCSかというハードの特性だけで、それが規律の在り方に対応するという話だったのですが、今の事務局からのご説明は、ハードがどうであれ、影響力も含めまして、基幹的なメディアとしての役割を果たしているか否かによって規律の役割を考えざるを得なくなっているというところがあるという説明であったかと思えます。ですから、方向性としては安藤先生のご指摘のまさにそのとおりにかなと思っっています。

【安藤専門委員】 わかりました。現状を見て、法律も少し変えるいいイグザンプルになっているということですね。

【長谷部主査】 考え方のヒントになるのではないかとということかと思っいます。

【安藤専門委員】 わかりました。

【長谷部主査】 いかがでございましょうか。國領委員、お願いします。

【國領専門委員】 やはり前半から用語が多義的になっているので、気をつけないといけないと思うので、回りくどい言い方をしますけれども、公衆による同時直接受信が行われるようなメディアが、社会的影響力の差によって特別と一般に分かれると。それを前提とした上でまず確認

したいのですが、特に社会的影響力が強いものについて、今の番組に関する規律のようなものを引き継ぐという考え方でよろしいのでしょうか。

【長谷部主査】 衛星に即してということでご説明いただけますでしょうか。

【武田衛星放送課長】 今、國領先生ご発言の公衆による同時直接受信という点においては、そこは特別衛星放送も一般衛星放送も変わりはないという認識に立っております。特に視聴者から見た受信環境という点において、従来CS110度とBSデジタルを区分しておりましたところは、そこは区分差異がなくなってきたことを踏まえての、特に一体化して普及していこうという視点からの制度の見直しとご理解いただければと思います。

【國領専門委員】 主査がいみじくも衛星に限ってとおっしゃったかと思うのですが、この辺の考え方を一般化して考えるかどうか。そうしないと、後からまた整合性がとれなくなってくるように思いますので。実を言うと、この委員会で最初に諮問をいただいたときは特別と一般という考え方が一般論としてあったのが、途中から少し境界があいまいになったのが衛星で復活してきたなという印象を持っておりまして、結論から言うと、私、先ほど申し上げたような公衆による同時直接受信の中に、特に社会的影響力のあるもの、ないものと分けて、現行の番組に対する規律のようなものについては、特別の部分で引き継いでいくという考え方でいいのではないかと考えておりまして、もしそうおっしゃっていただいているのであれば、事務局案の考え方におおむね賛成ですということなのですが、ちょっとその認識が正しいかがよく理解できなかったのです。

【長谷部主査】 私が先ほど衛星に限ってと申したのは、もう少し範囲を広げた一般的な話で、また後ほどご議論いただくということです。

【國領専門委員】 なるほど。

【長谷部主査】 ここでは衛星のご説明をいただいたということで、特に他意はございません。大谷委員。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。資料の11ページの番組規律についてご意見を申し上げたいと思うのですが、今、いみじくも安藤委員からの技術的にはこれからも変動の余地があるということを考えますと、視聴者の視聴習慣ですとか受信機の利用の仕方、専用のチューナーの位置づけもきっと今までとは変わってくることを前提としますと、やはりテレビの画面に映るものに対する視聴者の受け止め方という観点からは、これからもあまり大きく変わっていかないのかなと思います。つまり、様々な媒体、テレビでもパソコンと同様にWEBサービスをテレビ番組のように見られるとか、それからワンセグという新しいツールもあることは考慮に入れたとしても、やはりテレビの画面に映し出されるものに受ける視聴者の影響力を考えますと、基本的な番組準則に掲げられている不偏不党であるとか論点の多様性といった基本的な考え方は、一般衛星放送であっても維持していかなければいけないと考えます。

今は一般衛星放送を見ている人も少ないという見方はできるかもしれないのですが、安藤先生からもご指摘があったように、遠い将来かもしれないけれども、これから特別衛星放送も一般衛星放送も似たような環境で見られるように変わるかもしれないということを考慮に入れま

すと、簡単に番組準則は曲げられないのだらうという意見ですので、緩和することは適切かというだけで言えば、不適当ではないかと思われます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。多賀谷委員。

【多賀谷専門委員】 それはちょっと反対で、先ほど申し上げたことをもう一回繰り返すのですけれども、基本的にテレビの媒体、デジタルテレビができた場合、テレビ画面からは将来的にリニア放送だけではなくて、オープンメディアコンテンツとなるノンリニアが当然流れてくるわけです。その場合において、特別メディア放送は今までどおりの準則でいいのですけれども、例えば、この一般衛星放送等については、ノンリニアと競合するのだから、ノンリニアのほうは番組準則はかからないですから、そこで好きなように提供できる。その場合において、一般衛星放送について番組準則をかけ過ぎてしまうと、おそらく一般衛星放送は競争に耐えられなくなってくる。そこはやはりある程度緩和して、ノンリニアの番組と一般衛星放送との間で競争して、あるべき姿は、視聴者がそれを選ぶ仕組みにしたほうがいいのではないかと思います。

ただこの話は、衛星については、今、國領委員が言ったようにすっきりするのですけれども、地上になると、今度はローカル性があるので、話はまた違ってくると思います。

【長谷部主査】 木村委員、お願いします。

【木村専門委員】 今の番組規律に関してですが、やはり衛星放送に限っての話にさせていたいただきたいのですけれども、調査をしていますと、いまだにテレビの影響力は非常に強いことは間違いないのです。20代以下ですとちょっと変わりつつあるわけですが、30代以上の人口に関しては、テレビの娯楽性、情報源としての重要性等でやはり圧倒的な優位を持っている状況にあります。

インターネットに関してはサイバースケードということが言われて、どうしても特定の趣味嗜好が加速するような傾向を持っております。影響力の強い放送の一部である一般衛星放送で、ある特定の主義・主張だけを24時間垂れ流すようなことがあって、やはり280万世帯あると、言い方は難しいですが、例えば、10万が下手をするとある特定の考え方に非常に染まりやすくなるようなことが仮に起きるような事態があると困るなという懸念は持っております。

ただ、これを具体的にどうするかに関しては、まだ直接的な意見はございませんが、そういう懸念だけはあり得るかもしれないということを述べさせていただきたいと思います。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。長田委員、お願いします。

【長田専門委員】 今のお話にも非常に懸念があるということは賛成です。と申しますのは、例えば、政党の放送にしても、お金のあるところ、ないところで流れ方が大分違ってくることとなりますと、やはり影響は大きいだらうということと、それから、我々視聴者の側からして、やはり同じテレビから流れてくるものであると、それが特別衛星放送なのか一般衛星放送なのかの区別がつかなくなるのが、これからどんどん便利になればなるほどつきにくくなるということと、それはやはり何でもここは自由でいいんだとはいかないのではないかと。テレビの影響はやはり非常に大きいのではないかと考えます。

【長谷部主査】 藤沢委員、お願いします。

【藤沢専門委員】 ありがとうございます。確かにここの議論は大切なところだと思うのですが、まさにここの資料に「今後の政策検討課題（例）」と書いてあるように、やはりこれは非常に例示としてよくもむ必要があると思いました。この特別衛星放送と一般衛星放送の違いが、今、たまたまスカパー的なものは一般衛星放送で、それ以外のものというふうに分かれているのですけれども、もう少しそこを厳密に世帯数はどうなのかとか、それから自分が選んで見ているのか、見ていないのか、スカパーのほうの一般衛星に関しては、やはり選んだ人しか見られないわけですから、ただ画面から流れるから危険であるという議論になってしまうと、やはり先ほど多賀谷先生がおっしゃったように、インターネットだって同じようにテレビから出てきますので、ここの切分けが厳密にどう違うのか、まさに國領先生がおっしゃったこととつながると思うのですけれども、そこをよくこの例の中から分析する必要があるのではないかと思います。

【長谷部主査】 菅谷委員。

【菅谷専門委員】 私も多賀谷委員と同じような意見なのですが、やはり今藤沢委員もおっしゃったように、IPTVの時代になってくると、別にテレビから見られる情報は地上波とか衛星だけじゃなくて、ネット情報もかなり出てくるわけですね。ですから、視聴者の側からいくと、なかなか区別がつきにくくなると。

だから、そういう意味では、例えばこれは政党放送ですよとか、これは宗教放送ですよというカテゴライズをして出してやるのが親切ではないのかなと。一番問題になるのは、一般放送に紛れてこういうものが出てくると、先ほどのような懸念も出てくるかなと思います。

それからもう一点は、ここで特別とか一般ということが出てきているので、誤解を招くような感じがするのですけれども、地上波の持っている基幹放送としての役割とこの特別衛星放送はまた違うと思うのです。ですから、私の頭の整理でいうと、基幹放送があって、それ以外の放送でたまたま特別衛星放送と一般衛星放送があるという考え方で議論を進めていったほうがいいのではないかと考えています。

【長谷部主査】 大分盛り上がってきましたけれども、よろしゅうございますでしょうか。多賀谷委員。

【多賀谷専門委員】 別の論点なのですが、一般衛星放送について、特にハード・ソフトの分離を前提とするのかどうかという話で、そのところはかなりオープンメディアコンテンツと競争になるので、一体型のサービスをやったり分離型のサービスをやるのは、それはかなり自由に任せたほうが良いと思います。そもそもそのオープンメディアコンテンツでいえば、プロバイダが映像コンテンツを提供するときに、ハード・ソフトの分離という議論をしませんし、そこら辺はやはりものすごく緩和してやってしかるべきだろうと思います。

【長谷部主査】 事務局からもご説明がありましたとおり、これはあくまで議論の例ということで出ているものです。ここで特に結論をすぐにとという話ではもちろんないことです。

いかがでございましょうか。もしよろしければ、次のもう少し範囲を広げた議論へ移っていければと思います。

それでは、資料5につきまして、事務局からご説明をお願いしますでしょうか。

ウ 通信・放送の総合的な法体系におけるコンテンツ規律②

【秋本融合戦略企画官】 それでは、資料5をお開きいただきたいと思います。2ページでございます。「メディアサービスを確保するための枠組みの必要性」と書いてございますが、念頭に置いておりますのは、現行の法制で申しますと、「放送普及基本計画」というものがございます。このような枠組みが新たな法体系のもとでも引き続き要るのかどうかという点についてご審議いただくためのページでございます。

点線の枠囲いの明朝体のところに参考として書かせていただいておりますが、放送普及基本計画の規定を見てまいりますと、名宛人は総務大臣でございます。「総務大臣が・・・定めるものとする」と規定されております。なぜこのような計画を定めるかと申しますと、先ほど見ていただきました放送法の目的の第1条1号にございました、「放送を国民に最大限に普及させて、その効用を保障する」ということのために、総務大臣におきまして、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るために定めるものとされているのがこの放送普及基本計画でございます。

明朝体のところの最初の「○」の第2パラグラフ、具体的には、放送を国民に最大限に普及させるための指針、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針その他を定めておりますほか、放送の種別、対象地域、放送系の数の目標を定めているところでございます。放送の種別といたしましては、注書きを打ってございますが、テレビやラジオといったメディアの種別もございまして、公共放送、民間放送、あるいは放送大学学園といった主体の別もございまして、こうした別ごとに対象地域とチャンネルの数の目標を定めているところでございます。

参考の2番目に書いてございますが、放送普及基本計画は、現状では地上放送と衛星放送、特別衛星放送と一般衛星放送の一部を対象としておりまして、役務利用放送、そして有テレ、有ラは対象としてございません。こうした枠組みを新たな法体系のもとでどうしていくのかということでございます。

2つの考え方をお示ししてございます。周波数は有限希少であり、放送に利用できる周波数にも限りがございますことから、その利用の枠組みを定めないと、メディアサービスが果たすべき機能・役割を確実に確保することができないのではないか、東京発の放送ばかり多くなってしまうのではないか、地域発の放送が確保できないのではないか等々の論点でございます。逆に右側に書いてございますが、現行の放送普及基本計画は、メディアサービス市場につきまして、その硬直化、参入の抑制等をもたらしていないかという点もご審議いただければと考えてございます。

いずれにいたしましても、メディアサービスを取り巻く環境の変化も踏まえて、現行の枠組みを引き続き維持するのか、ある程度改定しつつ新たな法体系に移行していくのか、そもそも必要なのかといった点について、ご議論をいただければと考えてございます。

3ページにお進みいただきまして、仮にこのような枠組みが必要であるとした場合、すべてのメディアサービスを、あるいはすべての放送を、この枠組みの対象とする必要があるのかどうか

ということでございます。総論の最初の「○」に書いてございます。先ほど申し上げましたとおり、メディアサービスに該当し得るものとして、現在の放送には地上放送、衛星放送、有テレ、有ラがございますし、今後も技術革新等によって放送に当たるサービスが出現することも想定されるところでございますが、すべてのメディアサービスをこのような放送普及基本計画のような枠組みの対象とする必要があるかないかということでございます。

2つ目の「○」に、「有線テレビジョン放送及び有線ラジオ放送は、有限希少な周波数を用いないため、これまでと同様、放送普及基本計画のような枠組みの対象とする必要はないのではないか」と書かせていただいております。

その次には、メディアサービスの機能・役割から考える必要があるのではないかと書かせていただいておりますし、また、メディアサービスの機能・役割として、例えば、資料3でも言及させていただきました①から③の機能を、全国的、あるいは地域的に多様な方法で果たしていく。そうしたことを確保するために、このような枠組み、計画を残すのかどうかということでございます。

次に4ページにお進みいただきたいと思っております。枠組みの対象についてご審議いただきたいと思っておりますのと、枠組みの内容をどうするかという点でございます。現在の放送普及基本計画は、点線の枠囲いのところに書かせていただいておりますように、「放送を国民に最大限に普及させるための指針」、「放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対して確保することにより、表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針」、そして、放送の主体の区分、メディアの区分に応じて、対象地域、放送系、チャンネルの数の目標を定めているところでございますが、こうした内容のままでもいいのかどうかということでございます。

4ページが一番下に書かせていただいておりますけれども、一定の柔軟化を図っていくことも利用者のニーズ、あるいは事業者の方々にとりまして、新たな事業展開を可能とする上で適当なのではないかということでございます。

5ページにお進みいただきまして、現行の法体系のもとで、総務大臣が規定の名宛人となって、計画を定めることが求められているものが3つございますので、このページで整理させていただいております。電波法に基づきまして、放送用のみならず、電気通信業務用、公共業務用等々、様々な用途の周波数の割当計画を総務大臣がつくってございます。

このうち、放送用に利用可能な周波数を踏まえて、放送法に基づいて「放送普及基本計画」を総務大臣がつくってございます。何度も申し上げておりますけれども、放送の区分ごとに対象地域ごとの放送チャンネルの数の目標を定めてございます。これを決めた上で、具体的にどの周波数を充てていくかという点につきまして、「放送用周波数使用計画」を定めてございます。

6ページにお進みいただきまして、これら3つの計画の相関関係をイメージでお示ししてございます。注書きからご覧いただきたいと思っております。注2でございますが、放送用のみに割り当てられている周波数帯を左の列で濃いブルーの網かけをしてございます。放送用に加えて、それ以外の用途も認められている周波数帯を薄いブルーの網かけをしてございます。いずれにいたしましても、すべての放送はここに列挙しているものではございません。

このように周波数割当計画で放送用に使えるものを踏まえて、これらを勘案して定めるのが真ん中の列の放送普及基本計画でございまして、放送の種類ごとに、例えば、中波か、短波か、公共放送か民間放送か放送大学学園かといった主体の区分に応じて、放送対象地域とチャンネルの数の目標を決めております。この放送普及基本計画の達成に資するように個別具体的な周波数の使用計画を定めているのが、右側の放送用周波数使用計画でございます。

さらに放送普及基本計画のみ取り出してイメージをお示ししておりますのが、7ページでございます。これも注2からご覧いただきたいと思っております。表に左から放送の主体、放送対象地域、放送系、チャンネルの数の目標をお示ししてございます。例えば、地上放送ではNHK教育であれば全国を対象地域として1チャンネルと決めているところでございます。地上放送と衛星放送がこの放送普及基本計画の対象になってございます。特別衛星放送と一般衛星放送の区分を本年2月の省令改正で設けてございますが、現在、一般衛星放送でありながら、この放送普及基本計画の対象に残ってしまっているもの、すなわち放送法の受委託の制度によって放送されている124度、128度のCS放送の事業者がなお、おられまして、役務利用放送のほうに移行していただいている最中でございます。

資料の8ページにお進みいただきまして、これはメディア別の1日当たりの視聴時間の推移を週平均から算出しているものでございまして、最も視聴時間が多いのは民放の地上波、次いでNHKさんの地上波となつてございまして、最近の動きとして、インターネットが上昇してきているということをお示ししてございます。

別の角度から見ておりますのが9ページでございまして、メディア別の広告費の推移をお示ししてございます。テレビ、新聞に次いでインターネットが3位につけていると。ラジオ、雑誌を抜いてきていることをお示ししてございます。

お進みいただきまして、11ページでございます。事業形態の柔軟化についてでございます。検討アジェンダで申しますと、コンテンツ規律の(2)の③に当たる部分でございます。現行の法体系では、放送の種別によって、放送施設の設置と放送番組の編集につきまして、人格一致で提供いただくか、人格分離で提供いただくかという制度の別が切り分けられておりますが、新たな法体系に移行していくに当たりまして、この点をどのように考えるかということでございます。表をお示ししてございますが、地上放送につきましては、一致のみ予定されております。衛星放送、放送法の受委託放送の制度によるものも、役務利用放送の制度によるものも、いずれも分離が予定されております。有線テレビジョン放送は、チャンネルリースを活用する場合を除きましては、一致が予定されているところでございます。新たな法体系におきまして、こうした状況を見直し、事業形態の柔軟化を図る必要があるかどうかという点でございます。先ほど一般衛星放送につきまして、ハード・ソフト一致も認めていいのではないかという論点はここに該当する論点でございます。

柔軟化を図る場合、それによって想定される懸念としてどのようなことが想定されるか。そして、それについてどう手当していくべきかということについても、ご審議をいただければと考えております。

お進みいただきまして、12ページからが番組規律でございます。番組規律について、新たな法体系においてどう考えるべきかという点でございます。まず、基本的な考え方といたしまして、メディアサービスはその送信形態の特徴から、公衆による直接受信、同時受信、即時性、同時性、受動性、浸透性が高いといった特徴から、一般に社会的影響力が強く、また有限希少な周波数を用いる放送もあるということございまして、民主主義の健全な発達、基本的情報の共有の促進など、公共の福祉の確保を図る上で、一定の機能・役割を果たすことが期待されているものであることから、番組規律は全くなくすることはできないのではないかと考えてございます。

我が国におきましては、放送番組の適正向上につきまして、放送事業者の皆様の自主自律によることを基本としております。放送番組審議機関を放送事業者自ら設置していただいて、規律を図っていただいております。放送番組の編集の自由を踏まえ、こうした枠組みは引き続き必要かつ適当ではないかという点でございます。

番組規律の内容につきましては、すべてのメディアサービスの種別について、メディアサービスに期待される機能・役割は同一ではない。例えば、地上波のテレビと有線のラジオとは機能・役割が違うだろうということございまして、期待される機能・役割の違いを反映した番組規律のありようにすべきではないかという点でございます。

以上が基本的な考え方でございますが、必要な番組規律は具体的に何かということでございます。すべての放送に共通して適用される規律がございます。例えば、番組準則がございます。この番組準則があることによって、政党放送や宗教放送はできないと解されておりますが、この点につきましてどう考えるべきかということでございます。また、訂正放送のような基本的な規律についてはどのように考えるべきかということでございます。

恐縮でございますが、ここで一たん14ページをご覧いただきたいと思っております。小さい字で恐縮でございますが、規律の種類、条文の概要、その規律がどの放送に適用されるのかという現行の番組規律を整理してお示ししてございます。すべての放送に適用がある、すべて「○」がついているものを見ていただきますと、まず放送番組編集の自由、何人からも干渉され、規律されることがないという規律があり、そして、番組準則がございます。公安・善良風俗、政治的公平、事実の報道、論点の多角性を自主自律によって守っていただくということになってございまして、これはすべての放送に適用がございます。政党放送は、この政治的公平にかかわるということでございますし、宗教放送は論点の多角性、一宗教のみ放送し続けることは論点の多角性に適っていないのではないかと解されるところでございます。

それから、すべての放送に適用されるものを見てまいりますと、放送法の3条の3の番組基準の制定がございます。放送事業者自ら番組基準をつくる。そして3条の4、放送番組審議機関を自ら設置して、その番組の内容の適正化を自主自律によって図っていただくという点は、原則すべての放送に適用がございます。

それから、訂正放送・取消放送につきまして、真実でない事項の放送をしたという理由によりまして権利侵害があった場合、その本人、またその直接関係人から請求があったときは、遅滞なく真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは訂正する、あるいは取

消しの放送をしなければならないという規律がございまして、これはすべての放送にかかってございます。なお、この放送法第4条違反につきましては、放送法56条で罰則規定もあるところでございます。

また、再放送、他の放送事業者の番組を再放送するときは同意を得なければならないという点はすべての放送に適用がございまして、52条の候補者放送（同等条件の放送義務）もすべての放送に課されているところでございます。

これらがすべての放送に課されている番組規律でございまして、メディアサービスの多様化を踏まえて、緩和できる事項があるのかないのかという点でございまして。

恐縮ですが13ページにお戻りいただきまして、必要な番組規律は何かという点の2番目の「○」でございまして。民主主義の健全発達、基本的情報の共有の促進といった現代社会の基盤を形成する役割、教養・教育、娯楽の提供といった役割を地域的に果たすために確保すべきメディアサービスにつきましては、引き続き調和原則、災害放送等を中心として、現在の番組規律をすべて課すべきではないかという点についてご審議をいただければと思います。

そして、次の「○」の3行目、調和原則が適切に行われるよう、放送事業者の方々自らが放送番組の調和度合いをディスクローズしていただくといった手法も考えられないかという点もご審議いただければと思っております。

それから、確保すべきメディアサービスであっても、専門的情報の提供といった役割を果たすことを期待されるものについてはどのように考えるべきか、放送普及基本計画の対象となるようなメディアサービスについて、専門情報の提供といった点をどう考えるべきかということもご審議いただきたいと存じます。

それから、役務利用放送と有線テレビジョン放送とで、多少規律の適用関係が違っているところがございまして。教育番組の教育課程基準準拠、学校向け放送における広告の制限、役務利用放送には適用され、有線テレビジョン放送には適用されていない。こうした点は、緩和を図ってよろしいかどうかという点でございまして。

他方で、有線テレビジョン放送は、放送番組の保存義務が課されていないという点をどう考えるべきか。

14ページにもう一度お戻りいただきまして、表の中ほどちょっと下の第5条のところ、放送番組の保存義務というものがございまして。これは、有線テレビジョン放送を除いては、他の放送にはこういう規律の適用がございまして、有線テレビジョン放送にはないところでございまして。この保存義務は、その上の訂正放送・取消放送をする上で必要なのではないかと。もしそうであるとすれば、すべての放送にこの保存義務は本来適用があるべきではないかどうなのかという点でございまして。

恐縮でございまして。15ページ、16ページにお進みいただきたいと思っております。表現の自由享有基準についてでございまして。検討アジェンダで申しますと、4. コンテンツ規律の(2)⑤に該当するところでございまして。まず、基本的な考え方といたしまして、放送することができる機会をできるだけ多くの者に対して確保する、そのことによりまして、放送による表現の自由がで

きるだけ多くの者によって享有されるようにするという放送の多元性、多様性、地域性を確保するという規律は、基本的には維持すべきではないかということでございます。その上で、個々の規律につきましては、メディアサービスの種別ごとに検討すべきではないかという点をお示しさせていただきます。

下のほうに移っていただきまして、放送施設を担う者につきまして、表現の自由享有基準の適用が必要かどうかという点でございます。現行法では、受委託放送制度の下で放送施設を担う受託放送事業者の方々にはこの表現の自由享有基準の適用はございません。こうした点を新たな法体系でも同様の取扱いとしてよろしいかどうかという点でございます。

次のページにお進みいただきまして、17ページは現行の放送局に係る表現の自由享有基準を先ほど資料4でご説明させていただいた事項も含めまして、全体像をお示ししてございます。枠囲いの①のところ、地上放送につきましては、原則として一の者が二以上の地上放送事業者を支配できないという規律となっております。衛星放送につきましては、一の者が一定のトランスポンダの数に係る放送事業者を支配できないこととされてございます。特別衛星放送につきましては、本年2月の省令改正によりまして、8倍の規制緩和を行った結果、4トラポンまで所有可能となっておりますし、一般衛星放送については2倍の規制緩和を行いまして、24トラポンまで所有、支配可能となっております。有線放送につきましては、業務区分が重複する地上放送事業者等有線テレビジョン放送を行う事業者を支配できないということが原則とされているところでございます。これが現行制度でございます。

18ページにお進みいただきまして、認定放送持株会社制度の概要をご紹介させていただくためのページでございます。平成19年の放送法の一部改正によりまして、持株会社によるグループ経営を新たな経営の選択肢として加え、経営基盤を強化していただくという観点から、この制度化を図ってまいったところでございます。枠囲いのすぐ下の「●」のところでございますが、認定放送持株会社は、その子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数合計が12以下であれば、子会社は放送局を開設できることとされてございます。右下に薄く黄色い網かけをしてございますが、認定放送持株会社のもとで地上放送局であれば12局を上限として支配可能とされております。ただし、カウントの仕方がございまして、キー局につきましては、都道府県数で計算する。関東キー局であれば7としてカウントするというところでございます。それから、衛星につきましては別カウントとなっております。BSについては0.5トラポンまで、110度CSにつきましては2トラポンまで、一般衛星放送につきましては12トラポンまで所有可能となっております。

これらの点をさらにイメージでお示ししておりますのが19ページでございます。ご参考にいただければと思います。

その上で、20ページが今後の話でございます。新たな法体系におきまして、表現の自由享有基準をどのようにすべきかという点でございます。まず、地上放送につきましては、地上放送の表現の自由享有基準、マスメディア集中排除原則は、基本的に、同一放送対象地域内の規律と異なる放送対象地域間の規律とに分けることができますが、このなお書きのところに書いてござい

す異なる放送対象地域間の規律につきましては、認定放送持株会社制度の導入によりまして、相当程度緩和されていることを考慮すべきではないかと書かせていただいております。

それから、特別衛星放送につきましては、資料4でご説明いたしました本年2月の省令改正によりまして、特別衛星放送については8倍、最大4周波数まで所有可能という規制緩和を行っております。②のところに書かせていただいておりますが、同放送につきましては、現状では今後これ以上周波数が拡大する見通しが立っていないこと等を勘案いたしまして、より慎重な検討を行う必要があるのではないかと書かせていただいております。

確保すべきメディアサービス以外の放送、例えば、一般衛星放送につきましては、2月の省令改正で2倍の規制緩和を行っているところでございますが、多元性、多様性、地域性が放送普及基本計画の対象となる放送で確保されているのであれば、それ以外のメディアサービスにつきましては、表現の自由享有基準の対象としなくても、大きな支障は生じないと考えられるのではないかと記述させていただいております。

それから、メディアサービス間の表現の自由享有基準がございます。地上放送事業者につきましては、他のメディアサービスの種別に係る放送事業者の支配につきまして、一定の規律が課されております。注に書かせていただいておりますが、地上放送事業者は特別衛星放送、一般衛星放送につきまして、他の放送事業者等と比べて支配できる周波数の上限が少なく設定されておりますほか、その放送対象地域におきまして、有線テレビジョン放送事業者や有線の役務利用放送事業者を支配することができないこととされておりますが、こうした規律についてどう考えるべきかということでございます。

21ページ、22ページにお進みいただきまして、あまねく受信努力義務も検討アジェンダの検討項目の一つとされております。このあまねく受信努力義務につきましては、確保すべきメディアサービスにつきまして、その確保のため、こうした努力義務の規定は引き続き必要ではないかと。NHKにつきましては、あまねく受信義務が課されておりますが、この義務も引き続き必要ではないかと記述をさせていただいております。この点についてもご審議をいただければと考えております。

それから、オープンメディアコンテンツにつきまして、24ページをご覧いただきたいと思っております。昨年12月にお取りまとめいただきました検討アジェンダでは、公然性を有する情報通信コンテンツ、オープンメディアコンテンツに関し、そのオープンメディアコンテンツに係る違法有害情報対策について、いわゆるプロバイダ責任制限法による責任制限の範囲を、違法情報全般や刑事上の責任まで拡大することの是非について検討するとされておりましたが、実際に違法情報全般や刑事上の責任まで拡大することが必要かという点でございます。

基本的な考え方といたしまして、まず、違法な情報への対応につきましては、昨日施行されました青少年インターネット環境整備法の附則におきまして、施行後3年以内、2011年度末までにこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるとされております。また、本年1月まで総務省において開催してまいりました検討会の最終報告書におきましても、当面は、自主的取組の進展及びその成果を見守りつつ、各種法的措置に関わる課題に

つき議論を深めていくことが、2011年度までに取り組むべきこととされていること等を踏まえ、この総合的な法体系、新たな法体系で制度的整備を図るのではなく、まずこれらの取組を進めることが必要なのではないかとさせていただいております。

25ページにお進みいただきまして、オープンメディアコンテンツに係る有害情報への対策につきまして、検討アジェンダでは、総務省で別途開催している「インターネット上の違法有害情報への対応に関する検討会」の成果等を踏まえ、必要に応じて対応を検討することとされておりました。有害情報への対策につきまして、基本的な考え方をお示ししてございますが、青少年インターネット環境整備法の基本理念である民間の自主的取組、利用者のリテラシー向上、青少年が有害情報を閲覧する機会の最小化という点を踏まえまして、フィルタリングサービスの導入支援、セルフレイティングの普及促進、違法・有害情報検出技術の開発支援等々の取組を進めていくことが適当ではないかとさせていただいております。

資料5につきましては、以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様のご議論をお願いしたいと思います。大変盛りだくさんでございますが、どうぞよろしく願い申し上げます。菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 では、先ほどの番組規律のところなのですが、13ページに「必要な番組規律は何か」ということで、「放送事業者が自らの放送番組の調和度合いをディスクロージングすることは、考えられないか」ということなのですが、ディスクロージングは必要なのですが、現行の調和原則を見ると、14ページの表に出ていますように、教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組の中での調和原則ということが書かれていまして、前半で議論のあったような、例えば、ショッピング番組みたいなものはそもそもカテゴリーがないわけです。カテゴリーがないというのは、この法律ができたころにはまだショッピング番組はそんなに普及していなかったと思うのですが、現在では非常に普及しているということで、そういう種別をどこに入れるかはわかりませんが、例えば、「広告放送の識別のための措置義務」があって、広告放送がありますけれども、番組は、今、私が読み上げたような4つの種類しかないで、そこに例えばショッピング番組みたいなものをカテゴライズしていただくと、このディスクロージングの効果がさらに増してくるのではないかと思います。

とりあえず、それで結構です。

【長谷部主査】 もう少し分けをはっきりさせたほうがという。

【新美委員】 今の関連でよろしいですか。

【長谷部主査】 新美委員、お願いします。

【新美委員】 ショッピングの番組については、今言われたような分けをしっかりとすると同時に、放送事業者自体が、単なる広告にとどまらずに、売買を仲介しているという側面もあるわけで、たしか公取委から排除命令が出された事業者もいたと記憶していますが、そうした点に着目して、きちんと番組規律の中で書いておいたほうがいいのではないかと思います。今後、特に双方向の番組が出てくると思いますので、放送そのものが直接的に消費者を巻き込んでい

いゝな問題を起こす可能性も出てきます。その辺を見据える必要があるのではないかという気がします。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。安藤委員、お願いします。

【安藤専門委員】 例え、20ページですけれども、「表現の自由享有基準」というときに、マスメディア排除規則という言葉もありましたけれども、この20ページの真ん中の②でよく使っているように、「全体として24周波数まで拡大」とか、「最大4周波数まで」、「今後これ以上周波数が拡大する見通しが立っていないこと」というようなことが書いてあります。それで、ちょっとコンフュージングだなと思うのは、ここで言う周波数というのは、資料4の3ページにたまたまBSの場合の一覧表がありますけれども、アナログで言えば、昔は1チャンネル、3チャンネル、13チャンネルという1つの周波数だったのですけれども、今、それが半分になれるようになったとか、もっと細かくできるようになったということで、使い勝手がよくなっているわけです。

ですから、そのときに言葉を少し統一しておかないと、ここで言う24周波数というのは、昔で言うと2分の1チャンネルのことを言っているわけですね。伊東先生はお詳しいと思うけれども、そういう趣旨だと思うのですけれども、「番組」という言葉と、「周波数」という言葉と、「チャンネル」という言葉をちょっと整理しておかないとわかりにくいかなと思います。例えば、実際にはこれは「番組」という内容で、今、「周波数」という言葉が使われているようなのですけれども、その認識でよろしいですね。

【長谷部主査】 伊東委員、お願いします。

【伊東委員】 事務局ではございませんけれども、ここで言われている「周波数」というのは、中継器の数を表しています。

【安藤専門委員】 中継器の数。

【伊東委員】 はい。トランスポンダの数でございまして、先ほどの資料4の3ページで箱の数を数えていただくと12個あるのですけれども、これで12周波数となります。このようにBSが12トラポンと、それに加えて東経110度のCS、厳密に言うと右旋でして、先生にはそう申し上げればぴんとくるかと存じますが、右旋のものが12トラポンあって、合わせると24周波数になると思います。

【安藤専門委員】 そうすると、3ページの例えば1チャンネル、3チャンネル、このチャンネルが周波数でトランスポンダですか。

【伊東委員】 そうです。ここではそうなりますね。

【安藤専門委員】 わかりました。そうであれば、逆にそこをきちんと書いておいたほうがわかるかもしれませんね。そういう意味でいえば、例えば1周波数はBS朝日とBS-iと2つ含めるわけですね。わかりました。

【長谷部主査】 菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 もう一つは、14ページの放送番組審議機関のところですが、現行の番組規律を見ると、全部「○」になっているのです。私もこの番組審議委員としていろいろな

放送局の審議機関に参加した経験からお話できますし、あと、番組準則をきちんと守られているかどうかというのが、調和原則とか、放送番組審議機関で議論する重要なポイントで、そう考えますと、やはり専門性の高いチャンネルは、放送番組審議機関をたとえ設けても、あまり実際の議論が進んでいかない部分があると思うので、第三者機関による外部チェックが必要かもしれませんけれども、必ずしも個々の放送局に放送番組審議機関を置くのがベストなやり方なのかどうか、ちょっと疑問に感じているところです。

【長谷部主査】 本日は舟田委員がまだご発言がございませんが。

【舟田専門委員】 難しい問題がいっぱいあるので、ちょっと考えさせていただきます。

【長谷部主査】 既に前の論点で、この論点に当たることについてご発言をいろいろいただいておりますけれども、さらに何かございましたら。多賀谷委員、お願いします。

【多賀谷専門委員】 16ページに、「放送施設を担う者について、表現の自由享有基準は必要か」という話が出てきて、端的に表れているという感じはするのですが、要するに、今までこういう番組基準、あるいは表現の自由享有基準等の議論は、ハード・ソフト一致の放送局、具体的には地上放送局を前提にしてこれまで議論がずっとなされてきたのです。それで、かなりの放送局がハードとソフトが分離する状態になったときに、こういうソフト的な規律は、ソフトの部分についてかけるのか、ハードにかけるのかという、そこはあいまいになっているといえますか、あるいはそれを両方切り分けると既存の仕組みが成り立たなくなってくるところに問題が多分あるのだろうと。具体的な意見はちょっとまだまとまっていませんけれども、そういう点をもう少し考えて、この表現の自由の享有をかけるかどうか等の話は、そういうことを考えながら議論を深めなければいけないと思います。

【長谷部主査】 ハードであっても、間接的には影響があり得るという、懸念はあり得るというお話でしょうか。

【多賀谷専門委員】 そうですね。

(3) 次回会合、閉会

【長谷部主査】 そういたしましたら、そろそろ時間になってまいりましたので、本日の議題は以上ということでお願いいたします。

最後に、全体を通じて何かということがございませんようでしたら、本日の審議はこれで終了させていただきます。

最後、事務局から何かございますでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 次回の本委員会の日時、場所については、別途ご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

【長谷部主査】 それでは、これをもちまして、「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第14回）」を閉会いたします。本日もどうもありがとうございました。

以 上